

水道の凍結と火災保険

冬の寒い日の朝、外の水道が凍結してしまい水が出ないところがあります。場合によっては凍結により水が膨張し管が破裂して水漏れが起きてしまうこともあります。

この「凍結による水道管の破損」は火災保険の給付対象となる可能性があります。加入している保険の補償内容によっては修理代が保険金でまかなえるかもしれません。

といってもすべての火災保険で対象になるわけではありません。加入している保険会社、プランの内容、契約した時期などによって給付の対象になるかどうかは異なります。

加入している火災保険の補償される範囲に「破損事故」が含まれている場合は対象になる可能性があるのでご加入の保険会社や代理店に確認してみると良いかもしれません。

実は先日、お客様と世間話をしている中で「凍結による破損で水漏れした」という話を聞き「保険が使えるかもしれませんよ」という流れになり保険請求をしたということがありました。

今日話をしなかったら請求漏れを起こしていた可能性がかなり高かったと言われました。この話に限らず保険の請求漏れはかなり多いと思います。せっかく加入した保険は有効に活用しましょう。

保険の請求漏れに関して20～30分程度のミニセミナーも開催可能です。ご要望があればご連絡ください。

全駐労提携保険代理店 株式会社ミライエ

〒196-0022 東京都昭島市中神町 1183-2 1F

TEL 042-545-5681 FAX 042-545-5724

文字山 渉（もんじやまわたる）

ホームページはこちら →

